

## 京都府議会 6 月定例会

浜田よしゆき議員 意見書・決議案討論 . . . . .	1
成宮まり子議員 議案討論 . . . . .	4
意見書・決議案採決結果 . . . . .	6
意見書・決議案文紹介 . . . . .	7
議案採決結果 . . . . .	26
請願採択結果 . . . . .	28

●京都府議会 2015 年 6 月定例会で日本共産党の浜田よしゆき議員、成宮まり子議員が行った討論等を紹介します。

### 意見書・決議案討論

#### 浜田よしゆき議員（日本共産党・京都市北区）

2015 年 7 月 7 日

日本共産党の浜田よしゆきです。ただいま議題となっております、意見書案 17 件、決議案 3 件のうち、3 会派提案の「森林の整備・保全のための財源確保に関する意見書」及び「森林環境税（仮称）の導入を求める決議」、「農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書」に反対し、3 会派提案の「全国水平社創立宣言と関連資料の『ユネスコ記憶遺産』登録に関する決議」に保留し、その他の意見書・決議案に賛成する立場で、討論を行います。

まず、我が会派提案の「憲法違反の戦争法案の廃案を求める意見書」及び「米軍 X バンドレーダー基地の稼働停止・基地撤去を求める意見書」についてです。国会で審議中の安保関連法案は、審議をすればするほど、憲法違反の戦争法案だということが明瞭になり、法案反対の世論と運動が広がっています。ノーベル物理学賞受賞者の益川敏英さんをはじめとする戦争法案反対学者アピールは、8 千人をこえ、1 万人に到達しようとしています。93 歳の瀬戸内寂聴さんは、病身を押して国会前で命がけの訴えをされました。そして、大学生ら若い人たちから戦争法案反対の大きな運動が起きています。自由と民主主義のための学生緊急行動＝シールズ関西主催の戦争法案反対のパレードには 2,200 人の学生が参加しました。府議会にも、戦争法案廃案の意見書を求める請願が 133 団体 2,205 人から寄せられました。府内の地方議会では、宇治市と向日市で戦争法案廃案、京田辺市・八幡市・大山崎町で慎重審議の意見書があがっています。圧倒的な憲法違反の声、法案反対の国民世論をふまえるならば、戦争法案はただちに、廃案、撤回すべきです。安倍内閣が 7 月 15 日にも衆議院で可決しようとねらっているだけに、今こそ、京都府議会として意見書を採択し、戦争法案反対の意思を示そうではありませんか。

さらに京都では、集団的自衛権行使の最前線基地として、米軍 X バンドレーダー基地の建設が強行されており、直接戦闘に巻き込まれる危険も高まっています。しかも、米軍関係者による交通事故や発電機による騒音、住民への説明のないままの軍属の住宅建設など、住民の安心・安全が脅かされています。政府は、米軍 X バンドレーダー基地の稼働をただちに停止し、基地撤去を行うよう、米軍に求めるべきです。

なお、民主党提案の「国民と正面から向き合った安全保障制度の議論を求める意見書」は、政府提出の安

保関連法案が憲法違反との認識は一致しているので、賛成します。

次に、「関西電力高浜原発3、4号機の再稼働に反対する意見書」についてです。東京電力福島第1原発の事故からすでに4年4か月が過ぎようとしています。いまだに汚染水問題は解決せず、除染もすすんでいないもとの、11万2千人もの皆さんがふるさとに帰れず、不自由な避難生活を余儀なくされています。この福島の現実を見れば、もはや原発と人類とは共存できないことは明らかです。それなのに、原発の再稼働と輸出にしゃにむに突き進む安倍政権のもとで、関西電力は京都府に隣接する高浜原発3、4号機の再稼働を強行しようとしています。一方、関西電力京都支店前で、毎週金曜日の夕方、「原発再稼働反対」「原発即時ゼロ」を求めるキンカン行動が、丸3年間も続けられるなど、脱原発の世論と運動は京都でも、全国でも、広がり続けています。そういうなかで、福井地裁が4月14日に、高浜原発の運転を禁じた仮処分決定は、政府の原発政策に根本から見直しを迫る内容となっています。政府は、福井地裁判決を受けとめて、高浜原発再稼働計画を撤回し、直ちに廃炉作業に入るべきです。

次に、「労働者派遣法改悪案の廃案を求める意見書」についてです。安倍内閣は、労働者派遣法改悪案を衆議院で強行可決し、7月上旬にも参議院で審議入りさせようとしています。衆議院での審議を通じて、同改悪案が、最長3年という派遣期間の制限を廃止し、3年を超える派遣労働者に直接雇用を申し込むことを義務づける条項を削除するなど、派遣は「臨時的・一時的」な業務に限る、「常用雇用の代替」禁止という二つの大原則を根底からくつがえす大問題を抱えていることが明らかになりました。この労働者派遣法改悪案には、全労連や連合などナショナルセンターの違いを超え多くの労働組合や国民が反対しています。「生涯派遣」「正社員ゼロ社会」をもたらす大改悪法案は、廃案以外にありません。なお、民主党提案の「雇用の安定を求める意見書」については、労働者派遣法改悪案に反対し、ブラック企業の問題点にもふれており、賛成します。

次に、「TPP交渉から即時撤退することを求める意見書」についてです。関税の原則撤廃などを目指すTPP交渉は、7月中の大筋合意めざして、動きが激しくなっています。安倍内閣が交渉妥結を急ぐのは、TPPが「企業がもっとも活動しやすい国」をめざす「成長」戦略の柱であり、安倍首相がアメリカ議会で「TPPは安全保障上の意義がある」と述べたように、日米同盟を優先してアメリカに奉仕しようとしているからです。しかし、国会は、コメなど重要品目を守り、国の主権を侵すISDS（投資家対国家紛争解決）条項に合意しないよう求める決議をあげています。政府は、国会決議を守り、これまでのTPP交渉及び日米協議の交渉内容について開示するとともに、TPP交渉から即時撤退すべきです。なお、3党派提案の「農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書」は、TPP交渉を促進するものであり、反対です。

次に、「子どもの医療費助成制度に関する意見書」についてです。京都府の合計特殊出生率は、全国ワースト2位の状況にあり、京都府地域創生戦略（素案）でも、基本目標1に、「非常事態ともいえるべき少子化の進行に歯止めをかける」ということが掲げられています。子育てにかかる経済的負担の重さが、少子化の重要な理由になっています。そこで、京都府及び府内自治体では、子育て家庭への経済的支援施策として、地方単独事業により子育て支援医療助成制度を実施し、制度の拡充へ取り組んできました。しかし、本来、国民の生活や社会の安定を守るための基礎的なサービスの提供については、国の責任において環境を整備することが重要であり、全国市長会研究会提言（2015年5月26日）でも、出産・子育てに関わる医療・教育面での経済的負担軽減について、ナショナルミニマムとして、国が責任を持つことを提言しています。国の責任で、子どもの医療費の完全無料化制度を実現するとともに、子育て支援医療等に取り組む自治体への国民健康保険の国庫負担の減額等ペナルティは、ただちに中止することを求めます。

次に、「介護報酬の緊急再改定を求める意見書」についてです。今年4月から実施された介護報酬の引き下げは、とりわけ、デイサービスや特別養護老人ホームで深刻な影響が出ています。全日本民主医療機関連合会は6月17日、厚生労働省に対して、介護報酬が2.27%削られ、新たな加算がとれず、経営の見通しが厳しい小規模事業所の廃業が各地でおこっていることを紹介し、実態調査を行い、報酬引き上げを含めて再改定することを求めました。同席した日本共産党の小池晃参議院議員は、総理が「(介護報酬の改定で)事業

の縮小・撤退はあってはならないので、十分に目配りするように厚労省に指示する」という答弁を行ったことを紹介しました。政府は、介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬を大幅に引き上げる緊急再改定を行うべきです。なお、3会派提案の「認知症への取組の充実強化を求める意見書」には賛成しますが、自公政権が介護保険制度を改悪したことへの反省を強く求めるものです。また、同じく3会派提案の難病対策の充実に関する意見書」にも賛成しますが、難病法によって、医療費助成対象が広がる一方で、これまでの対象疾患の医療費負担が増大したことは問題だと指摘しておきます。

次に、「マイナンバー制度実施の中止を求める意見書」についてです。国が国民一人ひとりの社会保障の利用状況と税の納付状況、所得・資産を一体で把握し、徴税の強化や社会保障費の抑制と削減を効率的に進めることを目的に、来年1月からマイナンバー制度が施行されようとしています。マイナンバー制度の導入は、個人のプライバシー侵害の危険性を極めて高くするもので、先行実施されたアメリカや韓国では、成りすましによる犯罪や情報流出が大きな社会問題となり、見直しや制度を廃止する動きが起こっています。さらに、この間起こった年金の情報流出事件の検証も対策も進んでいません。また、従業員を雇う事業主は、従業員のマイナンバーの運用・管理を行うこととなり、厳しい経営を迫られている中小零細企業にとって、システムの更新や整備の費用、人的体制の確保など、大きな負担がのしかかります。政府は、マイナンバー制度実施を中止すべきです。

次に、「森林環境の整備・保全についての抜本的な対策を求める意見書」についてです。森林は、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化防止などの公益的な役割を持っていますが、歴代政権の中で進められてきた木材の自由化などによる木材価格の低迷、中山間地域の高齢化などを背景に、森林の荒廃がすすんでいます。近年、大雨による災害が頻発しているもとで、府域の75%を森林が占めている京都府でも、森林環境の整備・保全は、喫緊の課題となっています。そのためには、国の役割が重要ですが、森林整備予算は、平成20年度の1,624億円から、今年度は1,202億円と大幅に減っています。政府は、国内林業の保護と国土保全を目的とした林業政策をはじめ、農林水産政策を転換するとともに、森林環境の整備・保全のための抜本的対策を行うべきです。なお、3会派提出の「森林の整備・保全のための財源確保に関する意見書」及び「森林環境税（仮称）の導入を求める決議」については、府議会の森林環境の保全等に関する税制研究会でも賛否がわかれた森林環境税の導入を前提にしているので、反対です。

最後に、「高校入試制度の抜本的見直しを求める決議」についてです。本年度で2年目を迎えた京都府公立高校入学者選抜は、前期選抜で6,436名と、受検者の55.4%が不合格となり、昨年度に続いて「合格」より「不合格」がはるかに多いという異常な高校入試となりました。保護者からは「前期選抜で不合格となった生徒が中期選抜で同じ高校を受検し合格するなら、なぜ何回も選抜をやる必要があるのか」と、疑問と批判の声があがっています。中学校の先生からは、「前期試験の1週間前に私学の試験があり、前期試験の結果発表の3日後には中期試験の願書提出と、進路指導がたいへん」と悲鳴があがっています。京都に先行して前期選抜制度を導入した府県では、中学3年生にとって不合格体験があまりにも過酷であることから、見直しが行われ、少なくとも府県で前期選抜を廃止しています。本府でも、すべての受検者・保護者へのアンケートを行うなどの検証を行ない、選別や競争を激化させる高校入試制度を抜本的に見直し、前期選抜を廃止すべきです。最後に、わが党提出の意見書・決議案への賛同を求めて、討論を終わります。

**成宮まり子議員（日本共産党・京都市西京区）**

2015年7月7日

日本共産党の成宮真理子です。議員団を代表し、ただいま議題となっております議案 17 件のうち、第 1 号議案、第 4 号議案、第 5 号議案、第 17 号議案の 4 件に反対し、その他の議案には賛成する立場から討論いたします。

第 1 号議案「平成 27 年度京都府一般会計補正予算（第 1 号）」は、一般会計補正予算 4 億 4,300 万円のうち、専用球技場整備費 2 億円がスタジアム建設に向けた実施設計費とされ、同時に、建設工事費に充てるための債務負担行為 154 億円が提案されています。

しかし、専用球技場については、この間の公共事業評価に係る第三者委員会で、アユモドキなどの環境保全や治水対策などについてさまざまな疑問や批判の声が出され、委員会として、「事業のスタートは認めるが、本体工事は次回の再評価委員会まで行わない」「次回に、責任を持って評価する」とされ、本体建設工事は是非については、異例の結論先送りとなったものです。

これに先立つ環境保全専門家会議でも、アユモドキの保全に関する今夏の実証実験の結果が出てから計画を見直すとされ、公共事業評価第三者委員会に出席した環境保全専門家会議座長は「アユモドキの生息に関わる基本的なことがまだほとんどわかっておらず、ハードな調査内容が必要」「スタートラインにつくのは早すぎる。実証実験が済んでから評価すべき」との旨、発言されています。

また、環境保全や治水対策を懸念する意見書等が、環境団体や京都弁護士会などから次々と寄せられるとともに、スタジアムに隣接する亀岡駅北開発とあわせて、住民による反対運動が広がり、訴訟が起こされるまでに至っているのです。

にもかかわらず、実施設計費と建設費を提案することは、これ自身が、「スタジアム建設ありき」で何が何でも突き進む本府の強引な姿勢を示すものであり、許されることではありません。

さらに、今回の債務負担行為の根拠として、デザインビルド方式を採用するとしていますが、デザインビルドは、設計・建設業務が“業者丸投げ”となり、工事の内容について発注者のチェックが効かず、追加工事などにより事業費が膨れ上がる危険性も指摘されているなど、公共事業のあり方としても大きな問題がある手法です。

こうした内容について、議会にも府民にも、公共事業評価第三者委員会にも、資料も出さずともに説明さえしないまま、府民や専門家の意見に耳を傾けずに、予算提案することは重大です。よって、専用球技場関連予算は、撤回すべきであり、反対です。

その他の予算については、府民の暮らしや営業を守るために必要であり、賛成ですが、とりわけ、新設特別支援学校整備推進費については、府南部に新たな特別支援学校を求める運動と世論にこたえるためにも、開校が急がれます。児童・生徒がどんどん増え続け、「パンク状態」ともいえる南山城支援学校の現状を見れば、開校予定までの 5 年間、この状態を放置するわけにはいきません。子どもや保護者、現場の願いにこたえ、分校・分教室などの緊急の対策をとるよう、つよく求めておきます。

次に、第 4 号議案「京都府府税条例等一部改正の件」についてです。

外形標準課税の税率の段階的引き上げを含むものですが、そもそも政府は、庶民への消費税増税とあわせて、外形標準課税で、赤字企業にも、資本金や従業員給与など事業規模で広く課税しようとしており、現在の対象は、資本金 1 億円以上の企業ですが、基準引き下げ、中小企業への拡大も狙われています。赤字の中小企業まで対象となれば、伝統産業や中小零細業者の多い京都では、多くの業者が困難に追いやられ、地域経済は重大な影響を受けることになります。日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業 4 団体なども「影響が甚大であり断固反対」と表明されるなど反対の声が広がっています。大企業には法人税減税を進め、その財源として中小企業にはきびしく課税するなど許

されません。よって、第4号議案には反対です。

次に、第5号議案「住民基本台帳法施行条例等一部改正等の件」についてです。

国のマイナンバー制度実施に伴う条例改定ですが、そもそも政府は、その目的として、国民一人ひとりの社会保障の利用状況と税の納付状況を国が一体で把握し、社会保障の抑制と削減を、効率的に進めることを狙っています。

同時にいま、125万件もの年金情報流出事件が起き、国民はマイナンバー制度についても不安を募らせています。この間の国会審議でも、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であり、意図的に情報を読み取る人がいること、一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しが付かなくなること、情報は集積されるほど利用価値が高まり攻撃されやすくなること、などが明らかになっており、マイナンバー制度の実施中止を、真剣に検討することこそ必要です。よって、第5号議案には反対です。

次に、第17号議案「関西広域連合規約変更に関する協議の件」についてです。

関西広域連合の処理する事務、及び経費の負担割合に「スポーツの振興」を追記しようとするものですが、この間、関西広域連合の動きには、地方自治や住民福祉の向上からみて、重大な問題が浮き彫りになっています。

関西広域連合に関する2010年9月府議会の付帯決議では、「住民自治の原則」が確認され、「特定団体の利益を代表する」ものとなってはならない、「道州制に転嫁するものではない」とされました。ところが実際には、多くの住民が反対している大飯原発の再稼働にゴーサインを出す、「道州制」への移行にむけた検討を進める、危険なオスプレイの飛行訓練を沖縄から関西や全国へと拡大を要請する、全国町村会をはじめとした反対世論の前に破たんしている国出先機関の地方移管も推進するなど、国や関西財界の意向に沿った動きをつよめてきています。このような動きは、地方自治、住民自治とは相容れないものであり、関西広域連合の拡大強化につながる規約変更は認められません。よって、第17号議案には反対です。

なお今回、改悪された教育基本法にもとづき、教育委員会制度を定める法律が改悪され、教育委員長をなくし、教育長の権限をつよめる制度とされました。そもそも安倍政権のねらいは、自治体の首長が教育行政を主導する新たな教育委員会制度に切り替えようとするものであり、重大です。そのもとで、地方自治体には現行制度での経過措置が設けられているにもかかわらず、本府において新制度への切り替えを急ぐものであり、これ自身は問題があることを指摘しておきます。

最後に一言、申し上げます。府議会6月定例会は、「海外で戦争できる国」づくりへ、安倍政権が「戦争法案」の強行をねらうなかで開かれ、戦後70年、「戦争か平和か」というまさに日本の進路を左右する重大事態に、思想信条の違いを超え、高齢者も若者も立ちあがり、国民世論が劇的に「反対」へと動くなかで、閉会本会議を迎えました。わが党は、戦前・戦後93年間、反戦平和の立場でたたかってきた歴史をふまえ、国会審議で法案の危険性を徹底して明らかにし、国民各層の運動と結んで、戦後最悪の「戦争法案」を廃案に追い込むため、引き続き全力をつくす決意を表明するものです。以上で討論を終わります。

【意見書・決議案採決結果】

件名	議決 結果	賛否の状況				
		自民	共産	民主	公明	維新
法曹人口政策の早期見直しと法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書	可決	○	○	○	○	○
難病対策の充実に関する意見書	可決	○	○	○	○	○
認知症への取組の充実強化を求める意見書	可決	○	○	○	○	○
子どもの医療費助成制度に関する意見書	否決	×	○	×	×	×
地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書	可決	○	○	○	○	○
森林環境の整備・保全についての抜本的な対策を求める意見書	否決	×	○	×	×	×
森林の整備・保全のための財源確保に関する意見書	可決	○	×	○	○	○
農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書	可決	○	×	○	○	○
憲法違反の戦争法案の廃案を求める意見書	否決	×	○	×	×	×
国民と正面から向き合った安全保障制度の議論を求める意見書	否決	×	○	○	×	×
労働者派遣法改悪案の廃案を求める意見書	否決	×	○	×	×	×
雇用の安定を求める意見書	否決	×	○	○	×	×
米軍Xバンドレーダー基地の稼働停止・基地撤去を求める意見書	否決	×	○	×	×	×
マイナンバー制度実施の中止を求める意見書	否決	×	○	×	×	×
関西電力高浜原発3、4号機の再稼働に反対する意見書	否決	×	○	×	×	×
介護報酬の緊急再改定を求める意見書	否決	×	○	×	×	×
TPP交渉から即時撤退することを求める意見書	否決	×	○	×	×	×
全国水平社創立宣言と関連資料の「ユネスコ記憶遺産」登録に関する決議	可決	○	退席	○	○	○
森林環境税(仮称)の導入を求める決議	可決	○	×	○	○	○
高校入試制度の抜本的見直しを求める決議	否決	×	○	×	×	×

法曹人口政策の早期見直しと法曹養成制度の抜本的見直しを求める意見書（案）

平成14年3月、今後我が国の法的需要が増加し続けるとの予想のもと、平成2年まで年間500人程度であった司法試験合格者数を平成22年頃には年間3,000人程度とすること、法科大学院制度を創設し、原則として同大学院の修了を司法試験の受験資格とすることなどを内容とする「司法制度改革推進計画」が閣議決定された。

この閣議決定に基づき、司法試験合格者の増員が行われ、平成19年以降、司法試験合格者数は年間2,000人超で推移したものの、この間、裁判官及び検察官はほとんど増員されなかったことから、弁護士のみが急増することとなった。

弁護士人口の大幅な増加にもかかわらず、訴訟事件が減少傾向にあり、企業や自治体等での雇用など法廷以外への弁護士の進出も予想されたほどに広がりが見られない中、司法修習修了者の法律事務所等への就職難が生じ、実務経験による技能修得の機会が十分に得られない新人弁護士が出現している。また、法科大学院から司法試験合格までの間の学費等の負担が増えている中、司法修習生の給費制が廃止されたことで、法曹養成のための経済的負担が増加している。

この事態を受けて、政府が設置した「法曹養成制度検討会議」は、平成25年6月に、司法試験合格者数を年間3,000人程度とする目標は非現実的として、事実上撤回されている。ところが、平成27年6月11日、内閣官房法曹養成制度改革推進会議の決定案では、少なくとも1,500人程度の司法試験合格者が輩出されるよう必要な取り組みを進めるとして、合格者数の削減に踏み込めていない。

しかしながら、早急に合格者を削減して、就職問題を解決しない限り、既に生じている法曹志望者の減少は一層進む懸念がある。その場合、弁護士だけではなく、検察官や裁判官を含めて、司法が弱体化する危険性が高まっており、「多様な人材を法曹界に」という司法改革の理念の実現をかえって困難にし、市民の権利保護にもとる結果を招く恐れがある。

については、国におかれては、国民の利益を適正に確保するため、適正な法曹人口となるよう、法曹養成制度全体を抜本的に見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 難病対策の充実に関する意見書(案)

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立、平成27年1月から施行となり、医療費助成の対象はこれまでの56疾患から第1次実施分で110疾患へ、7月からの第2次実施分を加えると306疾患へと指定が広がることとなり、対象人口も従来の78万人から約150万人へと倍増する見通しである。今秋からは第3次実施分の検討に入るとのことであり、難病対策要綱の策定から42年の時を経て法制化された意義は非常に大きいものであり、新制度に基づく更なる対策の充実が求められているところである。

しかしながら、今回の難病法においても、線維筋痛症、筋痛性脳脊髄炎、脳脊髄液減少症、軽度外傷性脳損傷、化学物質過敏症、一型糖尿病など、人口の0.1%程度以上の疾病や診断基準が明確でない疾病等は医療費助成の対象とされておらず、障がい者施策の対象にもなりにくいなど、「制度の谷間」におかれた難病・疾病への支援措置はいまだ不十分なのが現状である。

ついては、国におかれては、難病対策の充実を図るため、次の項目について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 指定難病の第3次実施分選定においては、より多くの難病が指定されるよう努めるとともに、人口や診断基準等による要件の緩和も検討すること。併せて、国の研究対象となる疾病についても、これを大幅に拡大すること。
- 2 指定難病となっていない難病並びに疾病を持つ患者に対する支援措置を拡充すること。特に重症化し、生活を営む上で様々な制約のある患者に対する支援については、自立支援医療の自己負担減額措置や身体障がい者の手帳交付のような目に見える形での措置を講じること。
- 3 難病・疾病患者がいわゆるドクターショッピングをすることを防ぎ、スムーズに適切な医療を受けられるよう、医療現場への周知徹底を図ること。併せて、救急・夜間病院の迅速な受け入れ体制の構築、女性の妊娠から出産、産後ケアの充実にも取り組むこと。
- 4 難病・疾病に対する国民の社会的認知を高め、理解の向上を図る施策を推進すること。
- 5 難病・疾病患者への就労支援については、難病患者就職サポーターの配置拡充、症状の特性を踏まえたきめ細やかな対応など、その充実強化を図ること。
- 6 地方自治体に取り組む難病対策に対しては、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



### 認知症への取組の充実強化を求める意見書（案）

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置付けるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取組が注目されている。

政府は本年1月、認知症対策を国家的課題として位置付け、認知症施策推進総合戦略いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取組が求められるところである。

ついては、国におかれては、次の項目について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を、地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 自治体などの取組について家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見極めるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 子どもの医療費助成制度に関する意見書（案）

京都府の合計特殊出生率は、2014年時点で、1.24と全国ワースト2位の状況にあり、我が国全体としても、少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いている。

少子化の理由として、雇用と生活の不安定さなどとともに、出産費や疾病の費用等、子育てにおける諸費用が大きいことも理由の一つとして挙げられている。

京都府及び府内自治体では、子育ての大切さを共有し、子どもを産み育む家庭を社会全体で支援することが必要であるとの認識の下、子育て家庭への経済的支援施策として、地方単独事業により子育て支援医療助成制度を実施し、制度の拡充へ鋭意取り組んできた。

本来、国民の生活や社会の安定を守るための基礎的なサービスの提供を担保する制度の構築、特に、出産や子育てに関する医療費等の経済的負担の軽減については、ナショナルミニマムとして、国の責任において環境を整備することが重要である。にもかかわらず、「窓口無料」制度などを実施している自治体への国保の国庫負担削減は、国の役割に逆行するものである。

よって、政府におかれては、国の責任で、子どもの医療費の完全無料化制度の実現を強く求めるものである。

また、子育て支援医療等に取り組む自治体への国民健康保険の国庫負担の減額等ペナルティ措置は、ただちに中止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

今国会において、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多くみられる。

さらに、平成26年度補正予算で用意された国の交付金を活用し、対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療費の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、次のとおり早急に見直しを行うよう強く要望する。

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

森林環境の整備・保全についての抜本的な対策を求める意見書（案）

森林が持つ、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化防止などの公益的な役割は、国民の中で共通認識となっている。一方、近年頻発する災害被害を大きくする森林の深刻な荒廃に対する、森林環境の整備・保全は喫緊の課題となっている。府域の約75%を森林が占める京都府においても、その整備・保全は追いついておらず、抜本的な対策が急がれる。そもそも、森林の深刻な荒廃の背景には、木材の自由化などによる、長期に渡る木材価格の低迷、中山間地域の高齢化など林業を取り巻く深刻な状況がある。

ところが、こうした現状を抜本的に改善するために、国の役割が求められているにもかかわらず、2015年度の森林整備にかかる当初予算額は、約1,200億円と前年同規模にとどまり、深刻な状況の対策には程遠いものである。しかも、安倍政権の進める農林水産政策は、日豪EPAによる牛肉・豚肉の関税の大幅引き下げ、TPP交渉に固執する姿勢など、国内の農林水産業の基盤強化・振興に背を向け、事態をさらに深刻にしている。

ついては、国におかれては、農林水産政策を転換すると同時に、森林環境の整備・保全のための抜本的な対策を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

森林の整備・保全のための財源確保に関する意見書（案）

森林は、水源のかん養や国土保全、更には、地球温暖化の防止など国民生活にとって大きな役割を果たしており、その健全な育成は、国土の7割を森林が占める我が国の施策上、重要な課題となっている。

これまでから、間伐等の実施や治山事業などにより森林の整備・保全を進めてきたところであるが、木材価格の長期的低迷や山村の高齢化など林業を取り巻く環境は大変厳しい状況にある一方、近年の豪雨災害の頻発など森林の整備・保全について、一層の取組が必要となっている。

京都府議会では、このような課題に対応するための独自財源として、いわゆる「森林環境税」の導入について、議員の自主的な活動として研究を進めているところであるが、国におかれても、森林の整備・保全のための財源確保に関し、次のとおり施策を講じられるよう強く要望する。

- 1 森林整備事業及び治山事業の実施に必要な予算確保
- 2 林業・木材産業の成長産業化に向けた一層の支援
- 3 「地球温暖化対策のための税」について、省エネ対策などCO<sub>2</sub>の排出抑制だけでなく、森林の適正整備をはじめとする森林吸収源対策にも活用できるよう用途の拡大

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書（案）

少子高齢化社会の到来により、農林水産物の国内マーケットは縮小する見込みにある一方、海外には、世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加、人口増加といった今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在する。

農林水産物・食品の輸出促進は、新たな販路拡大や所得の向上、国内価格下落に対するリスクの軽減、国内ブランド価値の向上や経営に対する意識改革などが図られ、国民全体にとっては、生産量増加による食料自給率の向上、輸出入バランスの改善、日本食文化の海外への普及など、幅広いメリットが考えられる。

政府は、昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020年における輸出額の目標を1兆円と定めている。近年の輸出は、円高や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響などにより、落ち込みが生じていたが、2014年の輸出額は過去最高の6,117億円となった。官民一体となった一層の促進策によって、国産農林水産物の輸出拡大につなげていくため、次の項目について強く要望する。

- 1 原発事故に伴う輸入規制を行っている国々に対し、国境措置を科学的根拠に基づく判断とするよう多国間協議の場で提議・要請するなど、撤廃に向けた働き掛けを行うこと。
- 2 国や日本貿易振興機構（JETRO）等が一体となって支援し、ブランドの確立や産地間の連携を図るとともに、諸外国の輸入規制情報の提供や関連する相談窓口の設置、諸外国から要求される証明書の国による一元的な発行など、引き続き国内輸出事業者への支援策を行うこと。
- 3 輸出先となる国や事業者から求められるHACCP、ハラール、GLOBAL G. A. P.等の認証取得を促進するとともに、広範な国際的な取引にも通用する、HACCPをベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みや、GAPに関する規格・認証の仕組みの構築を推進すること。
- 4 国内・海外商談会の開催や輸出に必要な情報の提供、輸出相談窓口体制の充実、トップセールスによる支援など、日本食文化・産業の一体的な海外展開を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 憲法違反の戦争法案の廃案を求める意見書（案）

政府は第 189 回通常国会に、「国際平和支援法案」と自衛隊法や周辺事態法など 10 件の法律を一括して改定する戦争法案を提出した。

この法案により、自衛隊がこれまで「戦闘地域」とされていた地域で、弾薬の補給、武器の輸送などの兵たんを行うこと、PKO 法の改定によって、国連の平和維持活動とは無縁の「非国連統括型活動」に自衛隊を派兵して、治安維持活動をさせること、日本が攻撃されていなくても、米国などの戦争に自衛隊が参戦し、海外での武力行使に乗り出すことが可能となる。集団的自衛権の行使は、従来の憲法解釈の根本を百八十度転換する立憲主義の破壊であり、憲法 9 条の破壊にほかならない。

衆議院憲法審査会での参考人質疑では、自民党推薦の憲法学者も含めて全員が「違憲」と明言し、さらに 200 人を超える憲法学者や元内閣法制局長官も相次いで「違憲」表明している。世論調査でも反対が多数となっている。安倍内閣が国会での答弁を重ねれば重ねるほど、法案の違憲性、危険性が明らかになり、国民の疑念や批判は日を迫うごとに高まっている。いま国会前では連日抗議行動が行われ、京都をはじめ、全国各地で次々に戦争法案に反対する集会やデモが行われるなど、反対の声が大きく広がっている。

さらに京都では、集団的自衛権行使の最前線基地として、米軍 X バンドレーダー基地の建設が強行されており、直接戦闘に巻き込まれる危険も高まっている。

ついては、国におかれては、戦争法案を廃案とするよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国民と正面から向き合った安全保障制度の議論を求める意見書（案）

政府は、昨年7月、集団的自衛権の行使に関し、30年以上にわたる政府解釈と真逆の解釈を行う閣議決定を行い、本年の通常国会に、集団的自衛権の行使容認などを内容とする安全保障関連法案が提出され、その審議がなされている。

その審議に関わり、本年6月、衆議院憲法審査会において、安全保障関連法案について意見を述べた参考人の全員が法案に対し、違憲の意見を述べるとともに、考えを示された歴代内閣法制局長官で、明確に違憲とする方はいるものの、合憲とする方はいなかったとも報じられている。

また、例えば、砂川事件の最高裁判決が、集団的自衛権行使容認の根拠とする説明もなされているが、裁判の争点でもなく、傍論でも集団的自衛権を認めているものではない判決をその根拠とすることは、あまりにも無理な解釈を重ねていると言わざるを得ず、現横畠内閣法制局長官も、衆議院特別委員会で、判決は集団的自衛権に触れているわけではないことを認める答弁を行っているところでもある。

さらに、衆議院憲法審査会が開催をした地方公聴会でも、意見陳述をした6人中5人が違憲の立場から見解を示し、近時の世論調査では、安全保障関連法案について、違憲あるいは反対との回答が5割を超え、説明不足とする意見に至っては、8割以上に上っているともされている。

今回の安全保障関連法案による集団的自衛権の行使容認は、戦後70年間、憲法の平和主義の下で、貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則の大転換を行うものである。

京都府議会においては、本年3月、国会において、憲法審査会が設置され、憲法審議が始められていることも踏まえ、憲法が国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきであるとして、意見書を採択し、国に提出をした。

我が国の憲法は、多くの法律の留保を伴い、外見的立憲主義とも評される明治憲法と異なるとともに、民主的に多数に支持された議会や内閣であれば何を決めてもよいという多数者支配型民主主義によるものではなく、国家権力の権力濫用から国民の自由と人権を擁護するため、国家権力を制限、拘束する立憲民主主義による成文規範たる硬性憲法であり、基本的人権の保障、国民主権、平和主義の3原則のもと、最高法規として役割を果たしてきた。

もとより、成文規範たる憲法において、その全体理念、原則や論理構造と整合性を持った範囲内で、解釈はなされるものではあるが、その限界が存することは言うまでもなく、そのときの政府が、結論ありきで、憲法解釈を行い、立法をもって憲法の全体理念、原則を変更することは、立憲民主主義を否定することに他ならない。

憲法には、その改正手続も成文されており、戦後日本の安全保障制度の大転換を行う必要があるならば、所定の手続を経て、その実現を図るべきであり、その信を問うことも含め、国民と正面から向き合い、安全保障制度のあり方の議論を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



労働者派遣法改悪案の廃案を求める意見書 (案)

安倍内閣は、労働者派遣法改悪案を多くの国民の反対を押し切り、強行しようとしている。しかし、いま、労働組合のナショナルセンターの違いをこえて、同改悪案に反対する国民運動が発展しており、強行は断じて許されない。

同改悪案は、派遣労働を一時的、臨時的とする原則や最長3年の派遣期間の制限を廃止し、労働組合に説明し、人さえ代えれば派遣労働を永続的に続けられるようにするものである。これでは、「生涯派遣」「正社員ゼロ」の社会をもたらすことになり、深刻な貧困と格差、使い捨て労働を一層拡大することは明らかである。

日本の政治に求められているのは、「企業が世界一活動しやすい国」づくりのための労働法制の規制緩和や長年の運動によって築かれた労働者の権利の後退ではなく、誰でも正社員として人間らしく働ける社会をつくることである。それでこそ国民生活の向上と日本経済の自立的発展を保障することになる。

よって、国におかれては、労働者派遣法改悪案を参議院において廃案にするよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 雇用の安定を求める意見書（案）

働くことは生活の糧を得るだけでなく、生きがいであり、自己実現を図るための重要な手段である。また、働くことは国民の権利であり、雇いを安定させることは、国の重大な責務である。しかし、政府は、労働法制を改悪し、雇いを不安定化させようとしている。

6月19日に衆議院を通過した労働者派遣法改正案は、派遣労働者の待遇改善に結びつく実効性のある措置を盛り込まないまま、現在は原則3年までとなっている企業の派遣労働者の受け入れ期間の制限を事実上撤廃するものであり、正社員が減少し、不安定雇用の派遣労働者が拡大することが危惧される。

また、政府が目指す「解雇の金銭解決制度」が導入されれば、金銭の支払いによって今よりも簡単に解雇されるようになるとともに、裁判で不当な解雇と判断され、労働者が職場復帰を希望しても職場に戻れなくなってしまう。さらに、「残業代ゼロ法案」（労働基準法改正案）が導入されれば、企業は時間外等の割増賃金を支払う必要がなくなるため、働く人に膨大な仕事を割り当てることも可能になり、長時間労働を助長し、過労死を誘発する可能性が危惧される。いわゆる「ブラック企業」問題に象徴されるように、長時間労働など労働者の雇用環境は悪化しており、特に過重労働の結果生じている過労死を防止することが求められているが、「残業代ゼロ制度」はそれに逆行する制度である。本人及び家族のみならず社会にとっても大きな損失である過労死をゼロにすることを目指し、長時間労働を抑制するための制度を導入することが必要不可欠である。

よって、国におかれては、次の事項を実施されるよう強く要望する。

- 1 労働者派遣法の改正や「解雇の金銭解決制度」、「残業代ゼロ制度」の導入など、労働規制の改悪を行わず、雇用の安定を図ること。
- 2 正社員と派遣労働者との待遇格差を是正するため、同一労働同一賃金を推進すること。
- 3 過労死等防止対策推進法に基づき、過労死防止施策を総合的に推進すること。
- 4 労働時間の上限規制など、長時間労働是正のための実効性ある対策を導入すること。
- 5 いわゆる「ブラック企業」問題に対する実効性ある対策を講じること。また、若年者雇用については、学校における職業教育や進路指導、職業相談など就労支援をさらに拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 米軍 X バンドレーダー基地の稼働停止・基地撤去を求める意見書（案）

多くの住民の反対と不安の声があがる中、建設が強行された京丹後市経ヶ岬の米軍 X バンドレーダー基地の本格運用が始まって半年が経つが、住民の安心安全が損なわれる事態はますます深刻になっている。

当初から心配されていた米軍関係者による交通事故は、1年で17件、住民を巻き込む人身事故も1件発生している。ホテルからマイクロバスで通勤するという約束は破られ、個々の車でスピードを出して基地に通う様子が、地域住民によって度々目撃されている。レーダーの発電機の騒音の問題では、マフラーが設置されたものの、環境省の参照値を上回ったままであり、新たにレーダーを冷却する巨大なファンの音も鳴り響いている。軍属の居住地建設の問題でも、網野町島津の住民への事前の説明もないまま進められたために、その後行われた地元説明会では「この重大問題になぜ民意を確認しないのか」「まずはその数字を調べて明らかにせよ」など様々な意見が噴出した。

また基地には、有害物質や可燃性物質等のマークの付いたドラム缶やコンテナが次々に持ち込まれ、パラポラアンテナが突如設置された。環境や景観への配慮も、住民への説明もなく、不安や怒りの声が上がっている。

京丹後市の基地対策室や防衛局の現地連絡所も、そうした住民の声に対してまともに対応せず、安心・安全対策連絡会議も地元住民の傍聴も許されていない。

さらに、いま国会で成立が狙われている戦争法案によって、米軍 X バンドレーダー基地が集団的自衛権行使の最前線基地となる危険性が、いよいよ具体的なものとなっている。

このように米軍 X バンドレーダー基地は、住民の安心・安全を侵害する存在であることが明らかになっている。

ついでに、国におかれては、米軍 X バンドレーダー基地の稼働をただちに停止し、基地撤去を行うよう米軍に求めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### マイナンバー制度実施の中止を求める意見書（案）

国民に 12 桁の個人番号を割り振り、個人情報と国と自治体が一元的に管理・活用する社会保障・税の共通番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」が、来年 2016 年 1 月から施行されることとされている。

このマイナンバー制度は、国が年金情報を含む国民一人ひとりの社会保障の利用状況と税の納付状況、所得・資産を一体で把握し、徴税の強化や社会保障費の抑制と削減を効率的に進めることが目的である。政府は、制度の施行前から、預貯金口座や「特定健診」の結果などにも利用範囲を拡大しようとする改定案を審議するなど、さらなる利用拡大もねらっている。

さらに、この間、年金の情報流出事件など、個人情報が流出する事件が起こっており、国会での審議の中においても、情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であることなどが明らかになっている。マイナンバー制度の導入は、個人のプライバシー侵害の危険性を極めて高くするものである。アメリカや韓国では、成りすましによる犯罪や情報流出が大きな社会問題となり、見直しや制度を廃止する動きが起こっている。

また、従業員を雇うなどして個人のマイナンバーを扱う事業主は、マイナンバーの運用・管理を行うこととなるが、厳しい経営を迫られている中小零細企業にとって、システムの更新や整備の費用、人的体制の確保など、大きな負担がのしかかることとなる。

については、国におかれては、マイナンバー制度実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

関西電力高浜原発3、4号機の再稼働に反対する意見書（案）

関西電力高浜原子力発電所3、4号機の再稼働をめぐり、福井地裁は4月14日、住民らの訴えを認め、運転を禁じる仮処分を決定した。

その内容は、原発再稼働の可否を決める新規制基準について「緩やかにすぎ、合理性を欠く」と厳しく指摘し、新基準を満たしても安全性は確保されていないと判断したもので、政府の原発政策に根本から見直しを迫る内容となったことは大きな意義がある。

そもそも、高浜原発は若狭湾岸に複数ある活断層などの影響が懸念され、さらに原発の集中立地の危険性もある。高浜原発のすぐ近くには、関西電力大飯原発と美浜原発、日本原子力発電の敦賀原発、さらに高速増殖炉「もんじゅ」と、14基の原発が立地し、大きな地震や津波が起きれば同時多発的に事故が発生し、近くの原発が過酷事故を起こし安全確保や復旧作業ができなくなる恐れが指摘されている。

さらに原発の事故が起きた場合の避難計画は策定されたが、たとえば道路や避難バスの確保、要援護者の避難など、いまだ、その実効性の担保には程遠く、疑問と不安の声が出されている。

ところが、関西電力は、福井地裁の仮処分決定に対して意義申し立てを行い、一審では却下されたにもかかわらず、上級審への申し立てを行うなど、再稼働に固執していることは重大である。

東京電力福島第1原発の事故から既に4年4ヶ月が過ぎようとしているが、事故の収束はおろか、事故原因の究明にも至っていないもとので、きわめて危険な高浜原発3、4号機の再稼働は行うべきではない。

よって、国におかれては、高浜原発再稼働計画を撤回し、直ちに廃炉作業に入るよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決 提案 日本共産党、賛成：日本共産党、反対：自・公・民・維

### 介護報酬の緊急再改定を求める意見書（案）

政府が2015年4月に行った介護報酬改定は、全体で4.48%と、かつてない大幅な引き下げとなっている。とりわけ、デイサービスや特別養護老人ホームではマイナスによる影響は大きく、全国各地で、「採算」の合わない事業所の閉鎖、事業からの撤退も起き始めており、今回の介護報酬改定が住民から介護サービスを奪い、「介護難民」を生む事態を引き起こすことは明らかである。

社会保障の充実を理由に消費税増税を強行して国民負担を引き上げ、一方で、「制度の持続可能性」を理由に介護報酬を引き下げ、介護保障を後退させることは断じて許されない。

地域の介護資源を維持させ、安全・安心の介護を守るためには、介護事業の維持、および確保が困難となっている介護労働者の処遇改善を実施可能とする介護報酬の大幅な引き上げが必要である。また、報酬の引き上げが利用者・国民の保険料・利用料負担につながらない措置も同時に必要である。

よって、政府におかれては、介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬を大幅に引き上げる緊急再改定を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決 提案 日本共産党、賛成：日本共産党、反対：自・公・民・維

### TPP交渉から即時撤退することを求める意見書（案）

政府はTPPを成長戦略と位置付けて、TPP交渉と並行して日米2国間交渉を進めようとしている。衆参両院の国会決議において、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源など重要品目」を「除外又は再協議の対象とする」としているが、アメリカの圧力に屈して大幅な譲歩を行っていると言われている。このことは国会決議に違反していることは明白であるが、こうした協議内容について、政府は秘密保持契約を理由に国民に対して公表していないことは重大である。

今後、日米両政府は7月上旬には2国間協議の実務者会議を開き、下旬に開かれる12カ国閣僚会合に合わせ日米閣僚会議を進めると言われている。2国間協議は米国側の要求を押し進めるものであり、中止するべきである。

TPPによって、農業や食の安全だけでなく、医療、官公需・公共事業の発注、金融・保険、労働などで、国民の生活や安全を守るルールと監視体制、中小企業を支援する制度などが大きく崩される危険がある。

については、国におかれては、これまでのTPP交渉および日米協議の交渉内容について開示するとともに、TPP交渉そのものから即時撤退するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全国水平社創立宣言と関連資料の「ユネスコ記憶遺産」登録に関する決議（案）

「ユネスコ記憶遺産」は、世界的・歴史的に価値のある重要な古文書や書物等の歴史的記録物をデジタル保全化し、広く公開することを目的とした事業で、世界記憶遺産とも呼ばれており、これまでわが国では、2011年の筑豊炭鉱の記録画、2013年の慶長遣欧使節関係資料及び御堂関白記が登録され、2014年には京都府に関する東寺百合文書及び舞鶴への生還シベリア抑留等引き揚げ記録が国内候補に選定された。

日本の歴史と伝統文化に重要な役割を果たし続けている京都においては、歴史的価値のある重要な記録物が多く存在している。その一つである、全国水平社創立宣言は、大正11年、旧岡崎公会堂で開催された全国水平社の創立大会で決議された記念すべきわが国初の人権宣言であり、人間の尊厳と自由平等理念を掲げ、差別の撤廃と人間解放をうたい、近代のわが国における人権文化創造の運動の原点として、その後の様々な人権活動にも歴史的に重要な役割を果たしてきている。

現在、同資料を所有する公益財団法人奈良人権文化財団及び京都市下京区の柳原銀行記念資料館等の市民団体が中心となって登録に向け取組を進められているが、人権文化が息づくまちづくりを重要施策と位置付け、関係機関とも連携しながら「ユネスコ記憶遺産」登録を強く求めるものである。

以上、決議する。

### 森林環境税（仮称）の導入を求める決議（案）

京都府において、府域の約75%を占める森林は、木材などの物質生産機能はもとより、生物多様性、地球環境の保全機能、土砂災害の防止、水源のかん養などの国土保全機能、保健休養の場の提供など、極めて多面的で、公益的機能を有する府民共通の大切な財産である。

しかし、森林の有する機能の重要性は認識をされながらも、木材の輸入自由化などの要因により、国産材の価格の低迷、林業経営が不採算事業となるなどの状況が生じ、適切な森林整備が十分には進まないという現状にある。

国土の約67%を森林が占める我が国において、国土の保全機能などの公益的機能を有する森林の整備は、一義的には、国がその整備を強力に進めるべきものであることは言うまでもない。

一方で、地方自治体において、住民共有の財産である森林の多面的機能などに鑑み、独自の財源を確保し、森林の整備などに関わる諸事業を推し進めていくため、平成15年に森林環境税を創設した高知県をはじめ、既に35県において導入が進められてきた。

そのような中、本府においては、森林整備などに向けて、森林から恵みを受ける全ての府民の参画と協働により、京都の森を守り育てるモデルフォレスト運動などを進め、企業参加の森林づくりなどにも取り組んできたところである。

今日まで、本府として、森林環境税に関わる府議会での質疑も含め、制度の導入について、慎重な検討を進められてきたものと思慮するが、3年連続となる大災害も踏まえ、あらためて、森林の有する公益的機能の重要性が再認識をされている中で、府民意見の聴取、税の活用による事業の評価制度や府民からの事業提案制度など府民参画の視点を盛り込むこともしっかり検討しながら、本府としての独自の財源を確保し、森林の整備などに関わる諸事業を強力に推し進めていくことが必要な時を迎えている。

よって、次の考え方を基本に森林環境税（仮称）の早期導入を強く求める。

- 1 森林環境税（仮称）の導入にあたっては、パブリックコメントのみならず、幅広く府民意見の聴取を行うとともに、導入の意義が府民の理解を得られるよう、様々な機会を通じて、府民意識の醸成や啓発に十分努めること。
- 2 導入により得られた財源については、森林整備を始めとする森林環境の保全・整備等、使途の明確化を図ること。
- 3 課税方式については、これまでの本府の課税の状況等を踏まえたものとする。
- 4 導入時期については、災害が頻発している近年の状況を踏まえ、平成28年度を目途に導入すること。

以上、決議する。



高校入試制度の抜本的見直しを求める決議（案）

2014年度から実施され、本年度で2年目を迎えた京都府公立高校入学者選抜は、京都市・乙訓通学圏で2通学圏を1つに統合・拡大し、総合選抜制を廃止して単独選抜制を導入・変更するとともに、府内全域で三段階選抜（前期・中期・後期選抜）を導入して実施された。

その結果、前期選抜で昨年度は7,112名、本年度は6,436名で受検者の55.4%が不合格となり、「合格」より「不合格」がはるかに多いという異常な高校入試となった。その一方で、保護者からも「前期選抜で不合格となった生徒が中期選抜で同じ高校を受検し合格するのなら、なぜ何回も選抜をやる必要があるのか」と、疑問と批判の声があがっている。生徒は、前期選抜の結果発表後3日間ほどで中期選抜の願書を提出しなければならず、「もう落ちたくない」と出願辞退が相次ぎ、不合格体験が生徒を励ますどころか傷つけていることは明らかである。

また、今回の入学者選抜制度は、京都市・乙訓通学圏では学区の拡大と普通科21校の単独選抜となり、各高校からの情報提供も過熱化している。また前期選抜では、各学校がA・B・Cの3方式から選択することとなり、その仕組みも選抜の基準も複雑で非常にわかりにくい制度になり、選別と競争を激化させている。

よって、本教育委員会におかれては、すべての受検者・保護者へのアンケートを行うなどの検証を行い、選別や競争を激化させ、問題点の多い高校入試制度を抜本的に見直し、前期選抜を廃止することを強く求める。

以上、決議する。

【議案採決結果】

知事提出

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				自民	共産	民主	公明	維新
第 18 号	京都府道路公社が行う有料道路の建設許可事項の変更に係る同意の件	6月18日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 1 号	平成 27 年度京都府一般会計補正予算(第 1 号)	7月7日	原案 可決	○	×	○	○	○
第 2 号	京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例制定の件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 3 号	京都府若者の就職等の支援に関する条例制定の件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 4 号	京都府府税条例等一部改正の件	7月7日	原案 可決	○	×	○	○	○
第 5 号	住民基本台帳法施行条例等一部改正等の件	7月7日	原案 可決	○	×	○	○	○
第 6 号	個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 7 号	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例一部改正の件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 8 号	京都府府営住宅条例一部改正の件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 9 号	警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例一部改正の件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 10 号	新総合資料館(仮称)新築工事請負契約変更の件(主体工事)	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 11 号	新総合資料館(仮称)新築工事請負契約変更の件(電気設備工事)	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 12 号	木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター建設工事請負契約変更の件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○

議案 番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況				
				自民	共産	民主	公明	維新
第 13 号	京都府南警察署庁舎新築工事請負契約変更の件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 14 号	財産無償貸付けの件	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 15 号	財産取得の件(新総合資料館(仮称)収蔵・展示設備)	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 16 号	財産取得の件(警察航空機搭載機器)	7月7日	原案 可決	○	○	○	○	○
第 17 号	関西広域連合規約変更に関する協議の件	7月7日	原案 可決	○	×	○	○	○
第 19 号	副知事の選任について同意を求める件	7月7日	同意	○	×	○	○	○
第 20 号	教育委員会教育長の任命について同意を求める件	7月7日	同意	○	○	○	○	○
第 21 号	人事委員会委員の選任について同意を求める件	7月7日	同意	○	○	○	○	○
第 22 号	公安委員会委員の任命について同意を求める件	7月7日	同意	○	○	○	○	○
第 23 号	収用委員会予備委員の任命について同意を求める件	7月7日	同意	○	○	○	○	○
第 24 号	土地利用審査会委員の任命について同意を求める件	7月7日	同意	○	○	○	○	○

請願審査結果

【総務・警察常任委員会付託分】

受理 番号	受理 年月日	件名	審議 結果	賛否の状況				
				自民	共産	民主	公明	維新
1～2	6月15日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願 (ほか1件)	不採 択	×	○	×	×	×
3～ 15	6月18日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願 (ほか12件)	不採 択	×	○	×	×	×
16～ 22	6月19日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願 (ほか6件)	不採 択	×	○	×	×	×
23	6月22日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願	不採 択	×	○	×	×	×
24	6月22日	政府が提出している「平和安全法制」法案を廃案にするための意見書を求めることに関する請願	不採 択	×	○	×	×	×
26～ 32	6月22日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願 (ほか6件)	不採 択	×	○	×	×	×
33～ 72	6月23日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願 (ほか39件)	不採 択	×	○	×	×	×
73～ 75	6月24日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願 (ほか2件)	不採 択	×	○	×	×	×
76	6月24日	憲法違反の「平和安全法制」法案(11法案)を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願	不採 択	×	○	×	×	×
77～ 80	6月24日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願 (ほか3件)	不採 択	×	○	×	×	×

受理 番号	受理 年月日	件名	審 議 結果	賛否の状況				
				自民	共産	民主	公明	維新
81～ 95	6月24日	福祉を破壊する戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願(ほか14件)	不採 択	×	○	×	×	×
96～ 97	6月24日	戦争につながる安全保障関連2法案(国際平和支援法案、平和安全法制整備法案)の廃案を求める意見書採択に関する請願(ほか1件)	不採 択	×	○	×	×	×
98	6月24日	憲法違反の「平和安全法制」法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願	不採 択	×	○	×	×	×
99～ 134	6月24日	憲法違反の戦争法案を廃案にする意見書提出を求めることに関する請願(ほか35件)	不採 択	×	○	×	×	×

### 【農商工労働常任委員会付託分】

受理 番号	受理 年月日	件名	審 議 結果	賛否の状況				
				自民	共産	民主	公明	維新
25	6月22日	TPP交渉に関する請願	不採 択	×	○	×	×	×